



〈ながしん〉

教育資金一括贈与専用普通預金



「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」を利用して、お孫さま等に教育資金を贈与するための専用口座です。

◆◆◆教育資金の一括贈与に係る非課税措置◆◆◆

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間、祖父母さま等(直系尊属である贈与者)がお孫さま等(受贈者)に対して、教育資金に充てるため一括して金銭を贈与し、お孫さま等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、贈与税が非課税となります。

贈与者 受贈者の直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母)の方

受贈者 年齢30歳未満の方

- ◎お孫さま等(受贈者)1人あたり1,500万円までの教育資金贈与が非課税となります。贈与を受けた後(贈与契約後)、2ヵ月以内にお預け入れいただく必要があります。
- ◎非課税措置を受けるためには、教育資金としてご利用されたことを証明する領収書等を取扱金融機関に提出する必要があります。(領収書等の提出がない場合は、贈与税の課税対象となります。*)
*ただし、平成28年1月以降、1回の支払金額が1万円以下で、かつ、1年当たりの支払金額の合計額が24万円以下の場合には、領収書に代えて所定の事項を記載した書類を提出することで、非課税措置を受けることができるようになりました。
- ◎非課税措置に対応した預金口座は、お孫さま等(受贈者)1人あたり1口座のみ開設できます。

教育資金の範囲について 非課税措置の対象となる教育資金の範囲は以下のとおりとなります。

①学校等に対して直接支払われる金銭

入学金、授業料、入園料、保育料、入学試験検定料、学用品費、修学旅行費、学校教育費 など

上限
1,500万円

②学校等以外に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる習い事等への支払、通学定期券代*、留学渡航費用等* (※平成27年4月1日以降に支払われたもののみが対象です。)

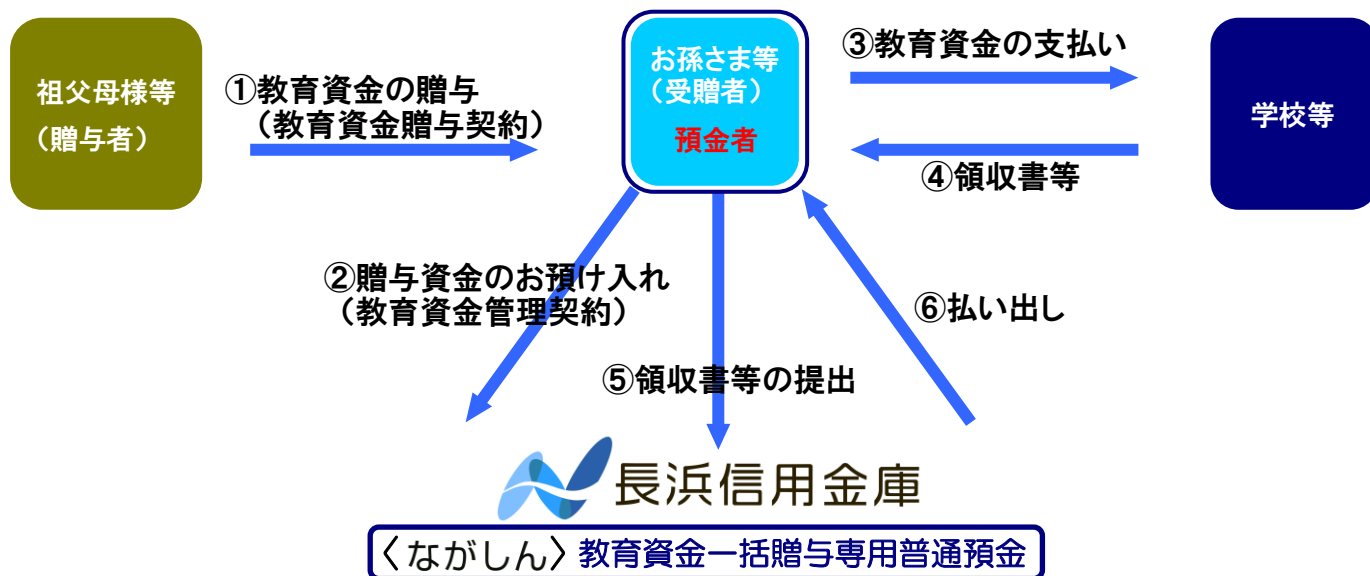
上記1,500万円のうち
上限500万円

学校等

幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校
外国の教育施設(日本人学校、インターナショナルスクール等)
認定こども園、保育所 等

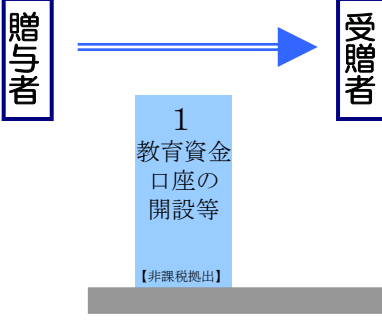
※非課税措置の対象となる「教育資金」の範囲、および領収書等提出が必要な書類については、文部科学省ホームページをご参照ください。【文部科学省HP】http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

〈ながしん〉教育資金一括贈与専用普通預金の仕組み



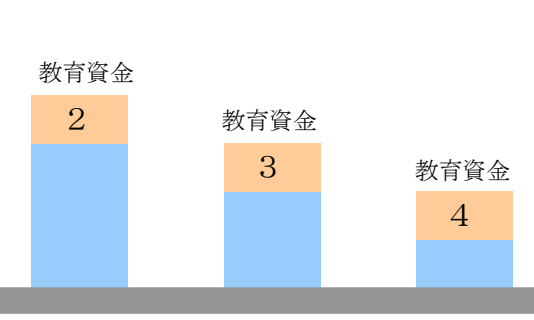
制度のイメージ

教育資金口座の開設等



制度の内容	1,500万円まで 非課税
手続き	当金庫での （税務署での （税務署での 教育資金非課税 申告書を提出

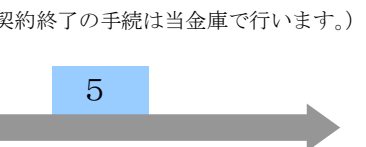
教育資金口座からの払出および教育資金の支払い



制度の内容	
手続き	当金庫での （税務署での （税務署での 教育資金として支出したことを 証する書類（領収書等）を提出

教育資金口座に係る契約終了

契約終了については裏面「本口座の解約について」の欄をご参照ください。



制度の内容	非課税拠出額－教育資金支出額 【5】について贈与があったこととされる。 （贈与税の課税対象となる）
手続き	税務署での 贈与税の 申告書を提出

（契約終了の手続きは当金庫で行います。）

口座開設時に必要なもの

お孫さま等のご本人確認書類（原本）	個人番号カード、保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付）等 ※お孫さま等（受贈者）が未成年者の場合は、親権者さまのご本人確認書類（お孫さま等とご関係が確認できるもの）も併せて必要となります。
お孫さま等の個人番号	個人番号カード、個人番号通知書等、お孫さま等（受贈者）の個人番号が確認できる書類をご用意ください。
本口座のご印鑑	口座を新たに開設いただきますので、ご登録いただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本または住民票（原本）	祖父母さま等（贈与者）とお孫さま等（受贈者）の関係を確認させていただくため、それぞれのお名前の入った戸籍謄本（または抄本）または住民票をご用意ください。 祖父母さま等（贈与者）とお孫さま等（受贈者）とが「直系」の必要があります。 1. 祖父母さま等（贈与者）とお孫さま等（受贈者）が同居している場合 住民票をご準備のうえ、祖父母様とお孫さま等が記載されていることおよび続柄が記載されていることをご確認ください。 2. 祖父母さま等（贈与者）とお孫さま等（受贈者）が同居していない場合 (1) お孫さま等が記載されている戸籍謄本をご準備ください。 (2) (1)の戸籍謄本に祖父母さま等のお名前が記載されていることをご確認ください。 (3) (1)の戸籍謄本に祖父母さま等のお名前が記載されていない場合、一親等上の「父母さま」が筆頭者となっている戸籍謄本をご準備ください。
贈与契約書（原本）	窓口に用紙をご用意しております。 口座を開設いただく前に、祖父母さま等（贈与者）とお孫さま等（受贈者）との間で締結していただきます。 ※贈与契約書の締結後、2ヵ月以内に本口座を開設し、贈与資金をお預け入れいただく必要があります。
非課税申告書（原本）	窓口に用紙をご用意しております。 お孫さま等（受贈者）の個人番号の記載が必要になります。
贈与資金	本口座開設と同時に預け入れください。

「教育資金一括贈与専用普通預金」(まごころ) 概要

ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方から、教育資金の贈与を受けとられた 30 歳未満の個人のお客さま。本預金はお一人様 1 口座のみとなります。本口座を開設した場合、他の支店・他の金融機関での開設はできません。
預 金 種 類	普通預金 (教育資金管理契約を締結させていただきます。)
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	(1) 変動金利 スーパー定期 1 年(300 万円未満)の店頭金利を適用します。 (2) 年 2 回(2 月、8 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 (3) 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位 100 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算します。
お 取 扱 期 間	平成 25 年 9 月 2 日(月)より平成 31 年 3 月 29 日(金)
口 座 開 設 方 法	お近くの当金庫窓口でお申込みいただけます。 口座開設に先立ち、祖父母さま等(贈与者)とお孫様等(受贈者)の間で書面により贈与契約を締結していただきます。 口座開設にあたり、お孫様等(受贈者)から所定の申告書(教育資金非課税申告書)を当金庫に提出していただきます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	(1) 口座開設店窓口で預入れできます。 贈与契約の金額と同額でのお預入れとなります。 贈与契約により、金銭等を取得したお孫さま等(受贈者)は、当該取得後 2 ヶ月以内にお預入れいただきます。 ATM・インターネットバンキングによるお預入れはできません。 (2) 100 万円以上 1,500 万円以下 (3) 1 円
お 引 き 出 し 方 法	口座開設店の窓口でお引き出しいただけます。 【後払い方式】 教育資金等の支払いをされた後、その教育資金等に係る領収書等を当金庫に提出いただいた場合に、相当する金額を本専用普通預金から払戻しします。 ・領収書等の提出がない払戻しや教育資金以外の払戻し等については、贈与税の非課税措置の適用を受けることができません。 ※ただし、平成 28 年 1 月以降、1 回の支払金額が 1 万円以下で、かつ、1 年当たりの支払金額の合計額が 24 万円以下の場合には、領収書に代えて所定の事項を記載した書類を提出することで、非課税措置を受けることができるようになりました。 ・専用普通預金から出金された後に学校等へ振込みされる場合は、授業料納付書等により、支払内容、支払先が確実なものに限定させていただきます。 ・領収書等は、当該領収書等に記載された支払年月日から 1 年を経過する日までに提出することが必要ですのでご注意ください。
本 口 座 の 解 約 に つ い て	下記のいずれかの早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただけます。(通常の普通預金口座として引き続きご利用いただくことはできません。) ① 預金者 (お孫さま等) が 30 歳に達齢された場合 ② 預金者 (お孫さま等) が亡くなられた場合 ③ 残高の額が 0 になり教育資金管理契約の終了の合意があった場合
口 座 管 理 手 数 料 ・ 取 扱 手 数 料	無料
税 金	お利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。 (平成 49 年 12 月 31 日までにお受け取りになる利息には、「復興特別所得税」が課されます。ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
そ の 他	・ 本預金から学校等への振込みに際する手数料は、無料とさせていただきます。 ・ マル優のお取扱いができます。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ 本預金は預金保護の対象です。預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料を用意しております。 ・ 公共料金等の自動支払い、および給与・年金・配当金等の自動受け取りはできません。

※「教育資金一括贈与専用普通預金」(まごころ)の詳細については窓口にお問い合わせください。

